

ふるさと納税進呈品として活用することができる『特産品』の 開発を行う事業者等を支援します。

補助対象経費合計額の

2分の1 以内の額

上 限:75万円

# 令和4年度採択商品

### 【お申込み・お問い合わせ】

青森市農林水産部 あおもり産品支援課 (青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1)

**4** 0172-26-6103





### 対象事業者

- ◆市内に住所を有する生産者、市内に主たる事業所を有する生産者団体、中小企業者、 小規模企業者若しくは個人事業者であって、ふるさと納税進呈品として活用すること ができる特産品の開発及び販路開拓のための事業を行うもので、次のいずれにも該当 するもの
  - (1) 補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納の額がない者
  - (2) 青森市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

### 補助要件

- ◆本市の地域資源を活用した取組であること(ただし、りんご・あおもりカシス・和栗・ホタテ以外の市産農水産品を活用する特産品の開発に係る取組に限ります。)
- ◆開発を行った特産品が、ふるさと納税進呈品としての取り扱いの決定がされること

## 対象となる補助事業(補助対象経費)と補助金の額

## 補助事業(補助対象経費) 補助率 限度額 ◆新商品・新技術開発事業 謝金/旅費・宿泊費/委託経費(調査・デザイン) 原材料費・加工費/資機材の購入費/品評会の開催 及び出品に係る経費 75万円 1/2以内

### 申請受付締切・申請手順

申請受付締切:令和5年9月7日(木)



- ※当該年度の予算の範囲内で補助金を交付します。
- ※令和6年3月31日までに実績報告が可能な事業に限ります。